

岩手県告示第492号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、岩手県後期高齢者医療広域連合から申請のあった岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の変更を平成23年7月14日付けで許可した。

平成23年8月9日

岩手県知事 達 増 拓 也